

ごみの直接搬入の無料区分(40kg 以下)の廃止について

【方 針】

ごみの排出者間の公平性を期するために現行の無料区分(40kg 以下の搬入)を廃止し、搬入量に応じた有料制に変更することにより、さらにごみの排出量を減らすような動機付けになると考えています。

【目 的】

無料区分の廃止のみならず、ごみ処理の有料化の目的は次のとおりです。

- (1) ごみの減量化の推進・・・燃やしたり埋め立てたりするごみを減らす。
- (2) ごみの資源化の推進・・・分別し資源として再利用することを推進する。
- (3) 負担の公平化の推進・・・ごみの排出量に応じた費用負担で公平性を確保する。

40kg 以下の搬入を無料としている制度では、処理しようとするごみを1回で搬入すると処理料金が必要となるような場合でも、何回にも分けて搬入すれば無料となることから、「負担の公平化の推進」という面では馴染みません。また、「無料」という制度がごみを減らす動機付けにもならないこととなり、総じて有料化の目的を達成できません。

【経 緯】

下限制度(40kg 以下の搬入を無料とする制度)については、有料化を実施して5年が経過した平成20年度に有料化の点検と見直しとして、「境港市廃棄物減量等推進審議会」に諮問し、協議した結果「ごみの排出者間の公平性を期するため、下限制度を廃止し、10kg ごとの料金体系にすべきである。」と答申をいただきました。

この答申を受け、下限制度の廃止を平成21年9月議会に上程しましたが、「夜勤などで決められた時間に排出ができない市民が可燃ごみを持ち込んだ場合は、有料袋の料金より高額な処理経費を支払うこととなる」等の問題点があげられたため、承認が得られませんでした。このような問題点等について、再度審議会のご意見も伺った上で検討した結果、有料袋を使用し持ち込んだ場合は、処理料金の対象とせず受け付けることにすることとしました。

この改正については、平成24年3月議会の承認が得られたところです。

本年10月1日からごみの持ち込み料金を変更します

【変更内容】

- ◎ 40kg 以下の搬入について現在は無料ですが、この制度を廃止します。
- ◎ 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・剪定枝木・刈草などの持ち込みは全て有料となります。資源ごみ類（古紙類・ビン缶類・ペットボトル・白色トレイ）は従来どおり無料です。
- ◎ ごみ集積所に排出することができる状態の家庭系可燃ごみ（30kg 以内で粗大ごみでないもの）を有料指定袋に入れて搬入された場合は、処理料金の対象とせずそのまま受け取ります。（事業系可燃ごみ、不燃ごみなどはこの対象となりません。）
- ◎ 処理料金の変更について（100kg までの例）

搬入重量	現行料金	新料金(10月以降)	現行との料金差
0kg～10kg まで	無料	170円	170円
10kg を超え 20kg まで	無料	340円	340円
20kg を超え 30kg まで	無料	510円	510円
30kg を超え 40kg まで	無料	680円	680円
40kg を超え 50kg まで	850円	850円	0
50kg を超え 60kg まで	1,700円	1,020円	△680円
60kg を超え 70kg まで	1,700円	1,190円	△510円
70kg を超え 80kg まで	1,700円	1,360円	△340円
80kg を超え 90kg まで	1,700円	1,530円	△170円
90kg を超え 100kg まで	1,700円	1,700円	0

※40kg 以下の搬入において有料とし、50kg につき 850 円の処理手数料を 10kg につき 170 円と改めます。

【お願い】

- ◎ 清掃センター・リサイクルセンターともに月曜日・金曜日は混雑する場合があります。あらかじめ分別した状態での搬入をお願いします。また、粗大ごみなどと有料指定袋を使用した可燃ごみを同時に搬入される場合は、計量する回数が増えることがあります。ご理解とご協力をお願いします。